

令和4年9月5日



農業委員会だより

第2号

庄原市農業委員会
電話：0824-73-1133

農地と登記の無料相談会について

令和4年度の「農地と登記の無料相談会」を次の日程で開催します。
相談内容に応じて、専門家がわかりやすく説明しますので、お気軽にお越しください。

◆と き 令和4年10月3日(月)
午後1時30分 ～ 午後4時

◆ところ (庄原会場) 庄原市役所 5階 第1委員会室
(東城会場) 庄原市役所 東城支所 1階 会議室

◆主 催 広島県行政書士会備北支部
広島県土地家屋調査士会三次支部
広島法務局三次支局
庄原市農業委員会



◆相談内容

- 1 不動産の登記・抵当権に関すること。
- 2 相続・遺言・公正証書に関すること。
- 3 土地の境界・表示に関する全般・公共用財産（赤線・青線）に関すること。
- 4 不動産の売買・賃貸借・交換に関すること。
- 5 農地の転用に関すること。
- 6 農地の貸し借りに関すること。
- 7 法人の設立に関すること。
- 8 行政官庁への許認可手続きに関すること。
- 9 その他土地・登記などでお困りのこと。

※法務局(登記関係)への相談については庄原会場で受け付けます。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止となる可能性があります。

農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見を目的に、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施します。

調査は、6月から11月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が農地を見回り、耕作の状況などを確認し、「遊休農地」になっていないかどうかを判断します。

遊休農地と判断した場合は利用意向調査を行う場合がありますので、調査へのご協力をお願いいたします。

農地を適正に利用・管理しましょう。

改正農地法（平成21年12月施行）では、農地の権利を有する者の適切な利用・管理の責務規定が設けられております。（農地法第2条の2）

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるなど、近隣農業者や周辺住民に迷惑となる可能性があります。

引き続き農地の適正な利用・管理をお願いします。

農地法に基づく農地転用手続きなど農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農地の貸付けや譲渡、売買、転用などの農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

農地の遊休化を防ぐには、「人・農地プラン」などの地域の話し合いを通じて、農地の有効利用、担い手への農地集積、新規参入の促進を図ることや、農家の経営改善を図るための支援が重要となります。農業委員会はそのような地域の農地利用の最適化が図られるよう努めています。

お問い合わせ先：農業委員会事務局

電話番号：0824-73-1133 FAX:0824-72-3322

メールアドレス:nougyou@city.shobara.lg.jp